

平成 2 4 年

第 8 回 飯 館 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

自 平成 24 年 10 月 30 日
至 平成 24 年 10 月 30 日

飯 館 村 議 会

平成24年10月30日

平成24年第8回飯館村議会臨時会会議録（第1号）

平成24年第8回飯舘村議会臨時会会期日程（案）

（会期1日間）

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	10. 30	火	本会議	午前10時	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

平成24年第8回飯館村議会臨時会会議録(第1号)						
招集年月日	平成24年10月30日(火曜日)					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成24年10月30日 午前10時01分				
	閉会	平成24年10月30日 午前11時39分				
応(不応)招議員及び出席議員並びに欠席議員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原経	○	4	伊東利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
署名議員	5番 北山 文子		6番 佐野 幸正		7番 菅野 義人	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 山田 郁子		書記 三瓶 真	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した 者の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	生活支援対策課長	佐藤周一	○	住民課長	濱名光男	○
	会計管理者	齊藤修一	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	教育委員長	佐藤真弘		教育長	廣瀬要人	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	渡邊守男	
	農業委員会 会長	菅野宗夫		農業委員会 局長	齊藤修一	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年10月30日(火)・午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第67号 飯舘村須萱地区除染工事請負契約について

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第8回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前10時01分）

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君、7番 菅野義人君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第67号を上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成24年第8回飯館村議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の村議会臨時会には、懸案でありました飯館村須萱地区除染工事の入札が終わり、仮契約を締結いたしましたので臨時議会を招集させていただいたところでございます。

それでは、提出いたしました議案について、ご説明をいたします。議案第67号でございますが、これは飯館村須萱地区除染工事請負契約についてでございます。去る10月23日、7社による指名競争入札の結果、大成建設株式会社東北支店が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。

なお、契約金額は15億5,715万円であります。以上が提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

(休憩中、総務課長の議案説明)

(午前10時04分)

議長(佐藤長平君) 休憩を継続いたします。再開は10時30分とします。

◎再開の宣告

議長(佐藤長平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

◎日程第4 議案第67号 飯舘村須萱地区除染工事請負契約について

議長(佐藤長平君) 日程第4、議案第67号飯舘村須萱地区除染工事請負契約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。大和田君。

8番(大和田和夫君) 7社による入札ということで、その業者のお知らせいただきたいと思
います。あと、この請負金額の中には仮々置き場も入っておられるのか。以上です。

議長(佐藤長平君) 総務課長。

総務課長(中井田 榮君) 私からは7社の業者名をお答えをさせていただきます。まず1社
目が日本国土開発株式会社福島営業所、二つ目が東急建設株式会社東北支店、3社目が株
式会社間組東北支店、4社目が大成建設株式会社東北支店、5社目が株式会社熊谷組東北
支店、6社目が大豊建設株式会社東北支店、最後7社目が株式会社本間組東北支店で、以
上でございます。

議長(佐藤長平君) 復興対策課長。

復興対策課長(中川喜昭君) 今回の請負について、仮々置き場が入っているかということ
でございますが、この国の委託事業を受ける際にはまだ仮置き場、いわゆる小宮の部分、国
有林地という部分もあったわけでありまして、一応設計等には今回の設計等には仮々置き
場の設置の費用は入っていないという状況でございます。

議長(佐藤長平君) 大和田君。

8番(大和田和夫君) 今回農水省の中で、長泥地区、小宮地区、草野地区、除染を行ったわ
けですが、その中にこの奥村組、フジタ組でやったようだったんですが、今回この2社が
入っていないということはどのような指名をされたのか。

議長(佐藤長平君) 副村長。

副村長(門馬伸市君) 農水省の地元でかかわった今の部分でありますけれども、指名委員会
の中ではランクづけも当然あって、A社750点以上という業者でありまして、今の総務課
長が答弁した会社が技術的、あるいは今までの経験、除染の経験などなどで総合的に判断
して7社というふうにしたわけでありまして、奥村組とフジタ組については今回の
指名委員会の中では指名すべきとの答えにはなっていなかったとこういうことであり
ます。

実績としては当然私達も見ています。ですので、除染について問題のある業者ではない
なというふうには思いますけれども、いろいろ総合的に勘案をしまして今の7社にさせて
いただいたとこういうことでございます。

議長(佐藤長平君) 大和田君。

8番（大和田和夫君） 仮々置き場の金額はこれに入っていないということであれば、今後の予算的なものはどのようにされるのかお知らせいただきたい。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 現在国とのやりとりでは今回の須萱地区、仮々置き場の候補地も内定している部分もございまして、除染が始まると同時に仮々置き場の設置もしていきたいという部分でございます。それで、国のほうからは今回の委託事業の中で仮々置き場も検討してほしいという部分、いただいておりますが、ただ、当初では仮々置き場の設計部分についてはこちらも聞いていなかったということでありまして、今詰めているところでございますが、今回の委託事業の中に含めるか、あとは本格除染の中で見ていただくかということで今後協議をしていきたいと考えております。ただ、国のほうでは今回の委託事業の中で仮々置き場の設置も費用に含めてほしいということでございます。

あと、予算に、工事費につきましては、今回の委託事業で設置をする際にそれらを含めた場合、トータル的に住環境、あとは森林の一部、あとは農用地、全てやって仮々置き場の設置をした際にもしも不足という部分になればそれらの対応を国の直轄事業でお願いしていかざるを得ないのかなというふうに考えているところでございます。なお、今回の委託事業につきましては、新たな工事が追加になったということでの費用の追加は、委託事業ということでないというふうになっておりますので、その変については国のほうと、もしもこの中で見るとなればその対応については国の責任でやってもらうような形で進めていきたいというふうに考えております。以上であります。

議長（佐藤長平君） 大和田君。

8番（大和田和夫君） もう1点、入札価格、いや契約価格1,015億5,700万円、2番札との差額はどのぐらいあったのか。これもお知らせいただきたい。

議長（佐藤長平君） 総務課長。

総務課長（中井田 榮君） 入札の結果でございますけれども、3番札まで入れさせていただきました。3回目で落札を見ているところであります。3回目につきましては、3社残りまして、2社が辞退しておりまして、最終的には14億8,300万円で見たとところでございます。

議長（佐藤長平君） 大和田君。

8番（大和田和夫君） そうしますと、この競争率はどのぐらい外れていたのか。それもお知らせいただきたい。

議長（佐藤長平君） 総務課長。

総務課長（中井田 榮君） 請負率でございますけれども、設計額でございますが、15億210万6,000円でございます。落札額が14億8,300万円、差が1,910万6,000円、請負率が98.7%でございます。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はございませんか。1番松下君。

1番（松下義喜君） 住民の同意を得たというお話でしたけれども、除染不能な箇所はあるかどうか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 今須萱地区の同意でございますが、100%同意という状況ではございません。今2件ほど同意を得られていない状況でございます。1件については、仮々置き場の設置状況等が決まればということでもありますので、これについては内定もしている部分もございますので今後も協議をしていきたいなというふうに思っております。あと、もう1カ所につきましては、いろいろな諸事情がございましてまだ同意を得られておりませんが、今国、あとは村の職員等も入りながら同意を進めている状況でございます。

除染不能、困難という部分でございますが、同意をとる説明会の折でも説明させていただいておりますが、建築士の判断によって建物ごとに除染困難とか除染不可というような部分がございますが、国としてはできるだけ除染をするということでございます。今回、議員の皆様方もご承知のとおりでございますが、除染が困難な部分の対応ということで解体につきましても国の除染費用を持ちながら解体をするという部分もございます。また、復旧費用も東電の賠償でございますが、それを見るということでもありますので、これらの解体については環境省の判断という部分になりますが、もしも業者等が入り、あとは環境省が見る中で困難という部分については解体、除染という部分も考えられるのかなというふうに思っております。

なお、それも一部です。建物全てを壊すというわけじゃなくて、一部の解体なり復旧するということであるようでございます。それらに基づいて除染困難、不可についてもできるだけ除染を進めるという形に進めていきたい。個々のケースがありますので、それぞれ地権者との協議の中で決めさせていただきたいというふうに思っております。以上であります。

議長（佐藤長平君） 松下君。

1 番（松下義喜君） では、具体的に件数等はわかるのであればお聞かせいただきたいと思っております。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 大変申しわけございません。このまでちょっと情報持ち合わせていなかったものですから。大変申しわけございません。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。佐藤八郎君。

10 番（佐藤八郎君） この飯舘村須萱地区の除染については先般附帯決議をつけた上での一般会計補正ということでもあります。その件でありますので、まずこの附帯決議の3項目について確認をしておきたいと思っております。1点目は住民要望をどれだけ踏まえた事業になったのか。あの当時と比べてその後住民要望がどこまで入っていったものなのか。1点ずつやったほういいんでしょう。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 今附帯決議の部分でございますが、住民要望でございますが、大きくは農地の除染方法の部分をご議論いただいたかなというふうに思っております。国のガイドラインに沿っては農地の土の中の濃度によって反転耕なり削り取りを行うというようなことでのガイドラインがありまして、8月段階ではそれらを面積の2分の1ずつを計上しながら提案させていただいたところでございますが、まずは住民の方々からはや

はりセシウムを残したままでは困るという部分がありましたので、8月以降も国のほうに農地全面積を削り取りでやってほしいという要望をしたところではありますが、まずはその削り取りで全てを行うという回答が得られましたので、まずはその辺が要望に応えられたかなというふうに思っております。

また、もう一つは農用地を全てやるということで8月にご説明しておりますが、当初は農地の林縁部の除染の部分がエリアに入っていなかったという部分で、今回新たに林縁部ということで20メートルの部分まで除染をするということでの国からの承諾も得たということでございます。そういう意味ではよりよい除染ができるかなという部分ではある意味住民の要望に応えているものというように考えております。以上であります。

議長（佐藤長平君） 佐藤八郎君。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、そのはぎ取りと農地分20メートル分を必ずやるというのが住民要望だった、それ以外の要望は特になかったということですね。

あとは、全体に須萱だけではないんでしょうけれども、財物補償や賠償についてはどういふ変化がその後あったのか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染にかかわる財物補償、賠償という部分でございまして、8月段階でもイグネの部分の補償をするということの話はいただいておりますが、それらの内容について詳細がなかったということでございます。その後、国のほうに協議要望等を申し上げながら協議をしまして、まず一つはイグネについてもある程度屋根の坪数よっての補償をするということの大きな方向性が進展した、大きく進展したという部分では一つは進む、寄り添ってきたのかなという部分でございまして。

あともう一つは、先ほども申し上げましたが解体除染の部分で、困難な建物の除染については、前ですと解体については東電の賠償で補償するということでしたが、その後、協議をする中で解体については除染費用の中で見ていく、あと復旧費用まで見るということで、前はただ壊すだけの部分でございましたが、今回要望等をする中で解体、復旧までの部分が認めていただいた。復旧については東電の賠償という形になりますが、そのような形になってきたということでございます。以上であります。

あと、追加で申しわけございませんが、これは宅地等の財物の部分での内容であります。外構の部分としまして門とか塀については10%、あと庭木については5%の賠償という部分であります。当初はその宅地等の賠償の中に入っているというように判断しておりましたけれども、これらについては外づけをするというような回答も明確にいただいているところでございます。以上であります。

議長（佐藤長平君） 佐藤八郎君。

10番（佐藤八郎君） そのことも須萱の皆さんには周知されて、皆さんもわかっているということで理解していいですね。

あとは、今松下さんのほうからあった2名の方の同意が得られない、今のところ。同意の方向なんだろうけれども、それまでには事業を執行しないということであるんですけども、そのことではどうなんだろう。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 2名の方、今鋭意努力して同意を求めているところでございます。除染につきましては、100%その地区の方々、行政区とか地区の方々が同意を得ないと入れないとなりますと、かなりまた時間がおくれるということがございますので、同意を求める際にこのような形で除染をするというようなご理解を求めながら、100%、2戸ということでもありますので、18戸程度だったと思いますけれども、1割程度ということになりますので、除染のほうは進めさせていただきたいなど。なお、先ほども申しましたように、同意のほうはそれらも説明しながら除染の同意を求めていくという考えをしております。以上です。

議長（佐藤長平君） 佐藤八郎君。

10番（佐藤八郎君） その2戸の方は、何か除染そのものはやらないでほしいというわけではないんでしょう。何か条件がいろいろあつての同意に至っていないということなんですか。どういう方向なんですか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほども申しましたが、2戸のうち1戸の方は仮々置き場の動向をとということが一つあります。あと、もう1件の方につきましては、除染の説明会の折にちょっと環境省なりの対応が悪くてちょっと憤慨している状況だということで、国のほうもいろいろおわびを申し上げながら、あと村の担当のほうも行っておりますが、なかなかその憤慨されてやるせない気持ちがまだおさまっていないという状況でございますので、条件とかではございませんで、対応が悪くてちょっと憤慨されているということでもありますので、何しろお話をさせていくしかないのかなというふうに思っているところでございます。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。菅野義人君。

7番（菅野義人君） この入札の契約についてなんですが、ご存じのように、予算化されたときに非常にいろいろ議論があり、その後、村民からもいろいろ問い合わせがあった事案でありますので確認をしたいと思えます。まず、議会としまして、先ほども議論ありましたが、村民に寄り添った除染の実現という部分からしますと、まず当初環境庁のほうで舗装のブラスト、農地のはぎ取りについては一応は今回の村の要望もあつて全部の対象について、須萱についても反転耕を実施するのではなくて全てはぎ取りを実施するというところで実現できたというふうに確認してよろしいでしょうか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） まず農地関係につきましては、今おただしありましたように反転耕と削り取りが国からの指示だったということでございます。その内容につきましては10月5日付の環境省からの資料のとおり、農地全て削り取りということでございますので、農地については全て村の意向といたしますか村民の意向が通ったものかなというふうに思っております。

あと、補装面の高圧洗浄とブラスト工法、今半分ずつ見ている状況でございますが、これらについても現地を見ながら今現在舗装面を高圧洗浄して落ちるかという状況を考え

ますと、もう流れている状況があつて中にしみついているという部分もあるかというふう
に思いますので、表面密度の測定などをしながら高圧洗浄とブラストの違いなども1カ所
か2カ所で見ても、効率的に下がるほうの工法をとっていききたいなというふうに思っており
ます。これも半分・半分ということで国からいいよといいますが認めていただいていると
ころでございますが、これについてもやる際には若干承諾を得なければならないのかなと
いうふうには内心では思っているところでございます。以上であります。

議長（佐藤長平君） 菅野義人君。

7番（菅野義人君） それからあと、除染の懇談会等で多くの村民から不安という形で要望寄
せられました。モデル除染の結果、非常に古いセメントカラーについてはなかなか効果が
ない、少ない。それからあとは、先ほど農地の林縁部の話がありました。これも村の要望
として林縁部についても除染を要望して実施したい。すなわち、モデル除染についても林
縁部がなかなか、イグネの林の中、そういう木の下が思ったように効果が出ていないとい
うモデル除染の結果が出ております。これは今回の須萱地区が単なる国の直轄事業という
位置づけではなく、村の実態に即した中で除染の効果を目指していくという点からします
と、さらなる国に対して要望要求をしながら、効果のある除染を実現しなければならない
んであるというふうには私は思いますが、この2点の効果が比較的少ない部分について、
どのようにこの入札の中で生かされようとしているのか、お伺いをします。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） まずモデル事業でございますが、昨年度実施していただいたと
ころについては内閣環境省が知見を得るためにやるということで、例えば林縁部につきま
してもやった場所とやっていない場所もあるところは承知しているつもりであります。あ
とは、凍結のために表土はぎもできなかつたところもあるというのも承知をしているとこ
ろでございます。そういう意味では、今回の林縁部なりをきちんと範囲をきちんとさせて、
あとは今設計で計上している手法について徹底してもらうことによって、低減の効果は出
るのかなというふうには考えております。

ただ、今も二枚橋のほうに入ったところでございますが、すぐ屋根を洗うとかではなく
て屋根の拭き取りを2回拭いたらどのぐらい線量が、表面の線量が下がるのかとも何カ所
か試験しながらやっているという話も聞いておりますので、またそれらを参考にしながら
須萱地区については除染を進めていきたいなというふうに考えているところございま
す。

議長（佐藤長平君） 菅野義人君。

7番（菅野義人君） 特に林の中の除染のあり方については、どうも枝打ちと腐葉土のかき取
りだけではなかなか効果が出ないよだということを今国のほうでも少し気がつき始め
ている。それで、もう少し効果の高い方法がないのか、それは伐採という以外にちょっと
いろいろ検討も始まっているという私は情報を得ているんですが、この際、村としてこれ
は須萱という地区での除染ということになります。もっと林の中を線量下げのための除
染方法を私は具体的に提案してもいいんでないかと。経費等問題もありますけれども、少
なくとも今の国の提示しているやり方では十分に効果が出ないというのはもう国のほう

もはっきり認識している。私はそういう点では今回の入札の中でぜひそういうふうに附帯決議があったように村民にとってより効果のある除染方法の実現ということで実行すべきだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 確かに今枝打ち、腐葉土のはぎ取りとといいますか、その状況だけでは下がらないという話も若干私も聞いております。これが環境再生事務所と申しますか末端のほうまでどのように入っているかという部分も確認はしていないところでございますが、今おたまたまいただきましたように、どの範囲まで森林、20メートルの部分のエリアの中でできるかという部分ありますし、あと手法も今お話しいただいたように検討しなければならない部分があるかと思っております。そういう意味では、いろいろお話を聞きながら国のほうと協議をして進めていければというふうに思っております。

裁量権という部分ではなかなか難しい部分もございりますが、いろいろ提案しながら進めていけるように協議をさせていただければと思っております。以上であります。

議長（佐藤長平君） 菅野義人君。

7番（菅野義人君） 議案が工事請負契約ですので直接この議案とは関係なくなりますが、今回のこの前だの予算化の中でいろいろ議論になったときに、村としてやるべき仕事があるところにあるんでなかったのかという話がいろいろありました。私そういう点では今回の須萱地区のこの除染の結果、どのように効果が出たのかというのは村が独自に判断をしていく、検証をしていく。そして、それを公表していく。その辺が後の本格除染にとっても非常に重要であろうというふうに思っています。この除染後の検証について、この議題とは直接関係ないかもしれませんが、私は非常に求められているんでないかと思っておりますが、それは予算の中ではどのような対応ができるのか、お伺いしておきます。

議長（佐藤長平君） 副村長。

副村長（門馬伸市君） まさにそれが一番私らも大切かなというふうに思っています。先日の除染会議、しばらくぶりに開きました。その中で、ちょっと遅いんじゃないのという、会議のセッティングが遅いんじゃないのという指摘もいただきました。ですから、今回の須萱地区についてはまさにスタートですので、村としても業者のほうの作業をただ見ているということではなく、今指摘のあったように山の除染にしても農地の除染にしても、一つ一つ検証、やる前とやって1回目やってどうなのか、その後もう1回やる必要があるのか、その場でもう1回やる必要があるのかどうかということも含めてチェックというか確認をしていく必要があるのかなと思っております。これがつまづきますと、須萱でやってだめだったという話になっては困りますので、ぜひ最初の除染地区なものですから、村としても十分にその辺に配慮しながら、また除染会議、そちらのほうも有効に活動していただきながらしっかりとチェックをしていきたいとこんなふうに思っております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。佐野幸正君。

6番（佐野幸正君） この除染なんですが、放射線の測定する箇所というんですか、うちなら大体どのぐらいの間隔でやるとかどんなふうにやるとか、道路なら何メートルおきにやるとか、農地なら1町歩あたり何カ所やるとか、そういうことはどのようになっているんで

しょうか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） まず工事箇所のモニタリング関係でございますが、除染計画を立てる時点では環境省のほうでモニタリング調査を行っております。また、工事を始まる前にもその効果を見るという意味でモニタリング調査をするということで設計の中に入れていただいております。まずは建物でありますと5点を調査するという形にしております。あと、道路につきましては30メートルごと、中央で1カ所、あと両脇で1カ所ずつ、30メートルごとに3カ所を調べる。あと森林については10メートルに入った場所において50メートルごとに1カ所、あと農地であります、草地も含めてではあります30メートルメッシュで1カ所という形が設計の中で見ておるところでございます。以上であります。

議長（佐藤長平君） 佐野幸正君。

6番（佐野幸正君） うちで5点の調査、道路においては30メートル間隔、農地については30メートルのメッシュでやる。こんなことではやり残しが非常にできるのではないのでしょうか。もっとこれを細かくやって、調べて、後で幾ら下がっているのかということはきちんとやる必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お答えさせていただきましたのが工事の中でのモニタリング調査のポイントということでございますが、先ほど副村長からお話がありましたように、今までいな除染会議のほうでも委員の方々に現場に赴いていただいてモニタリングをするという部分も計画しております。また一方では今回の国委託事業のソフト事業の中でモニタリング調査ということで、外部委託を計画をしております。これは前にも議会の中でお話ししておりますGPS付の線量計を、一応各行政区に1個ずつ配付できるように購入しております、委託先のほうから行政区の方々にはかかってもらうというような今方向で話しておりますので、そちらのほうでカバーしながら除染の効果を調べさせていただければというふうに思っております。以上であります。

議長（佐藤長平君） 佐野幸正君。

6番（佐野幸正君） これだけでやるということで、入札ということかかったんでしょう。そのほかにもう少しやりたいとか何とかって言うこの村のかかわりというのほどまでかかわれるのか。線量の下がりぐあいなりその行方はどのようにかかわっていくのか、伺います。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 線量についてのかかわりということでございますが、先ほどもご説明させていただきましたように、かかわりとしましても今回の国委託事業、村長初め議会の皆様方に国のほうに要望いただいて、ハードとソフトの部分の国委託事業を村のほうに配分していただいたということで、そのソフトの中に今ほど言いましたようにモニタリング調査をする外部委託を今しておるところでございます。そちらで今のそれぞれの行政区内、須萱も含めてでございますが線量の動向を蓄積をして、それらを公表するという

部分もございます。また、工事がこれから始まればすぐ除染前・除染後という部分、除染中もございますが、それらを調べていくということではそのモニタリング調査のかかわりということでは国委託のソフト事業のほうで実施していきたいなということ考えているところでございます。

議長（佐藤長平君） 佐野幸正君。

6番（佐野幸正君） 仕事は一通りやった。期間が短いですから、でも仕事は一通りみんなやったとこういうことで、でも結果は思ったより下がらなかったというようなことがあった場合はどうするんですか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 多分にして除染をすれば100%全て落ちるという部分はないかというふうに私も、今までのモデル事業を見ますとあるなというふうに思っております。そういうことでは、国のほうではそれらの状況については26年度以降除染をするということでございますが、ホットスポット的なものが多分にして残ったりとか、あと除染をきちんとしていただくということは考えておりますが、どうしても除染できなかった場所も残るといふ部分では再除染とかそういう方策が必要な場所が出てくるかなと思っております。そういう意味では、今のところは先ほど言いましたGPS付のですと記入することなく歩くだけでわかるという部分もありますので、それらを活用しながら、あとは村のほうでも今も職員等がモデル地区、あとは先行除染でやった場所もモニタリングしている。あとは環境省でも事後のモニタリングという部分でも本格的に入るという話もございまして、それらのデータ、結果を見ながらやはりこの辺は高いとかそういう部分は国のほうに要望しながら、今のところは26年度以降ということでございますが、その参考になるように進めていければというふうに思っています。

議長（佐藤長平君） 佐野幸正君。

6番（佐野幸正君） 今度の請負工事においては今までの現状の放射線の量、そこから半分にするのか幾らまでやるということで契約したんですか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の入札に当たりますは、村の特記仕様書という部分で別途に、国の仕様書がございましてそれとは別に村の特記仕様書ということで書かせていただいております。まずは、何度もお話ししておりますように、村としては当面年間5ミリシーベルト以下、または近づけるということの話がありますので、その辺をまずは考慮していただくような除染をしていただくということでもあります。時間当たり1マイクロ、それよりも低い場所についてはより多く下げるような方策を求めていくということ考えているところでございます。

議長（佐藤長平君） 佐野幸正君。

6番（佐野幸正君） この説明資料、この工事概要書、この中において使用資材数量の購入、その中において客土材、また山砂、炭カル、珪酸、ゼオライト……。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

(午前11時13分)

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時13分)

6番（佐野幸正君） 客土はやるんでしょうか。また、土壌改良剤はどのぐらい入れるんでしょうか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 農地の除染につきましては、例えばこちらのNo.2の3ページでございますが、一番下のほうに農地・水田の表土削り取りということで工種を中ほどに上げております。農地については除草、草刈りをしまして、その後に放射性物質が拡散しないように固化剤、白いもので土ぼこりが上がらないようにしまして、その後表土削り取りをする。その後に客土をしまして、土壌改良剤散布ということで、今のところ設計の中では炭カルを考えております。それをまきまして耕運を2回ほど計画しているという状況でございます。

その量はどの程度だということですが、ちょっと手元に資料を持ってきておりません。一応3センチメートルから5センチメートルで削り取りは考えております。

議長（佐藤長平君） 佐野幸正君。

6番（佐野幸正君） 土壌改良剤、炭カルだけでは話になんないじゃないですか。山木屋あたりは表土削り取って3段階でやる。削り取り、反転、土壌改良剤きちんと入れるということで3段階でやるようなんですが、その辺はそれはそのようにやらないんですか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の山木屋地区でも飯館村と同じく農地除染の実証という形でやっております。山木屋地区での内容について私も承知していない部分もございまして、今回村のほうで3カ所やりましたが、それについても今のところ土壌改良剤についても炭カルを振ってやるということでの情報を得ているところでございます。

それで、今佐野議員からおただしの部分、今後の農地の再生に向けての部分の今度は範疇と申しますか分野にいくのかなということですが、今後、除染として農地をどこまでやるのか。今回は客土まで除染として見る。その後の部分については農地再生の分野で考える部分なのかということで、その辺についてははぎ取った後、農地再生に向けて環境省とはどのような考えをしているのかという質問も事務レベルではございますが、今協議をしてもらっているところでございます。今回、環境省の除染としてはここにありますように客土をして炭カルの土壌改良剤の散布ということがなっておりますので、今回の設計のほうでは上げさせていただいたということでございます。以上であります。

議長（佐藤長平君） 佐野幸正君。

6番（佐野幸正君） はぎ取って客土しただけではみな心配だ。放射線を吸着したり放射線をなくすというような土壌改良剤をぜひやってほしいとこういう要望もありますので、その辺の考えはどうでしょうか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回、反転耕から削り取りになったということも、村としましては、あと議会の皆様方も同じかと思いますが、農地にセシウムが残っては困るという部分が大きな意味合いかというふうに思っております。多分にして5センチメートル削り取ったから、7センチメートル削り取ったからということで多分にしてセシウムは100%その土の状況ではないのかなというふうに思っているところでございます。まずは、何度も議会の中でもお話ししておりますが、土については、農地については1,000ベクレル以下を目指すということをお話をさせていただいております。そういう意味では、1,000ベクレル以下になる除染をしていただきたいというふうに思っております。ただ、それでも下がらない場所があるかと思えます。では、さらに削り取りをするかといってもなかなかそれは難しいという部分になれば、今おただしにありましたゼオライトをまいての耕運でセシウムをゼオライトにくっつけるとかそういう手法もあるかというふうに思っております。そういう部分についても、除染でそこまで可能かどうかという部分は今後協議をしていきたいと思えますが、一方、農地再生の部分としても検討すべき事項かというふうに思っておりますので、その辺はトータル的に考えていきたいなというふうに思っております。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。飯樋善二郎君。

2番（飯樋善二郎君） 最後になると思うんですが、確認をさせていただきます。まず、この事業を進めるに当たりましては村が直轄でやるということで、前にも質問させていただきましたが、国のガイドラインに沿って実施をするということですが、ここでもこの予算の範囲で1回の除染で全て満足できる結果になれば何の問題もないわけですが、仮にいろいろな課題、問題が生じた場合、村の責任はどこまであるのか。まずこの点、1点伺っておきます。

議長（佐藤長平君） 村長。

村長（菅野典雄君） 今回飯館村は国直轄の除染ということになったわけで、進んできたんですが、これは私たちが議会も国直轄というだけで任せていい除染ができるのかという話から、今回委託費というのが出てきました。内容的には、できるだけ我々が立ち会ったり、あるいは仕事ができるような形、やりたい人もいるわけですから、ということだったんですが、その結果はこのような形でソフトもだけれどもハードもということで須萱地区にということになったわけでありまして。

今、いろいろ担当課長のほうからお話がありましたように、なった以上はしっかりやらなければならない。ただ、残念ながら村で全てをできるかという、なかなか国のいろいろなものをクリアするにはある程度専門の方にもお願いしなければならないということですが、主導的には村でありますから今いろいろ皆さん方から心配いただいたようなことを一つ一つ、多分定期的な話し合いをしていって除染をするということになるだろうと思いますが、今ご質問のあった責任の所在でありますけれども、当然それは最終的には村ということになります。どんな問題が出るかということなんだろうと思うんですが、ほかよりも田んぼ、畑も今回もう先にしちゃいますし、また最終的には村の方だけでやるわけではなくて、いろいろな手配は今回契約した大成建設さんの手をかりるとこういうこ

とでありますから、そのように問題はないのではないかというふうに思っています。

ただ、少なくとも自前のところができますから、いろいろな検証ができたりあるいは細かいところでもっとモニタリングをすれば、後のことができる。そういうことができるはずであります、一生懸命やります。やりますが、いろいろ聞いてみますと相変わらず委託費といっても国のいわゆる枠の中でやらざるを得ないという話があるようであります。

実は、ここ何日も相談しましてもうちょっと環境省のそれなりの人にもう少し融通をきくといいですか柔軟な物事を考えたり、あるいは予算の執行をお願いしないとせつかくの話がよくなるのではないかとこのような話も内々にはしているところありますので、一生懸命今のようなことも話をしながらしっかりとやっていきたいとこのように思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。ご理解いただければと思ひます。

議長（佐藤長平君） 飯樋善二郎君。

2番（飯樋善二郎君） 今答弁をいただきましたとおりであれば何ら問題はないと思ひますけれども、我々他市の心配しているのは、仮にこの予算の話、別途工事で2億円ある。これも本当にこのことが、先ほどの課長の答弁ですと本工事の本除染の中に含めるべきではないのかという話もありましたけれども、これは間違いなく別途で環境省では出してくれるのかどうか、まず、これがどうなっていますか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 別途というのは……。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

（午前11時25分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時26分）

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど質問を受ける際に、回答の中で、多分大和田議員さんかと思いますが、仮々置き場がこの設計に入っているのかということでございましたが、当初は仮々置き場の考え方していなかったものですから、国から内示もらう中ではこの仮々置き場の設置はございませんでした。それで、今国との協議の中でこの事業費の中に仮々置き場等も含めることができないかという申し入れはあるということで、別途工事でなるという部分ではございません。もしかしたら私がそういう言い方をしたのであれば申し分ないんですが、あくまでもこの委託事業で内示を受けている中で工事を進めるという考えでございます。以上であります。

議長（佐藤長平君） 飯樋善二郎君。

2番（飯樋善二郎君） そういう説明であれば、私も納得するんですけども、ちょっとそう

でない解釈を私はしたんです。

まず、総合的に判断しましてそういう問題ができなければ何ら私も心配はしないんですけども、初めての除染、本格除染ということでいろいろな課題、問題が生じてくるのではないのかというその心配があるので、こういう質問をさせてもらっている。まず責任は多分村にあるのではないのかなというふうに思うんです。そうしたときに、当然除染が思うように進まなくて、さらにやらなければならないこういう問題が出たときはどういう判断をするのか、まず伺います。

議長（佐藤長平君） 村長。

村長（菅野典雄君） やってみたいとわからないという言い方は失礼かもしれませんが、間違いなくある程度国の制度に乗ってやりますので、多分ほかでやるのとほぼ同じような形になるのではないかと。ですから、もしそこで問題が出てくるものは二枚橋でも問題出てくるだろうし、ほかの行政区でも問題は出てくるのではないかなという気はします。そうすると、村の責任でもその、須萱は村の責任かもしれませんが、全体として村としてそこはこうだから直していただきたいとか、あるいはもう1回今話があるかもしれませんが、そんなオライトを使うとか、何らかの形でしていただきたいというそういう対応になるのではないかとこのように思っていますので、精いっぱいそういう問題が少しでもないように、あるいは前進するように、あるいはこちらから問いかけるような形でこれから除染を進めていかなければならないなというふうに思っていますので、その都度私らも、そして議会の皆さん方も目を光らせるしかないのかなとこのように思っていますので、その辺でご理解をいただければというふうに思っております。

議長（佐藤長平君） 北原 経君。

3番（北原 経君） 須萱地区の仮々置き場に関してはどんなふうな進みぐあいになっているか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 須萱地区の仮々置き場ですが、二枚橋地区と一緒に探す際に須萱地区もお願いしまして、今のところ候補地としましてはあそこに須萱地区のグラウンド、村の所有ということですが、そのグラウンドと、あとそこに隣接する農地、今耕作しておりませんがその農地が1カ所と、あともう一つは畑の、これは個人所有ですが、畑の部分ということでございます。あと、もう1カ所も検討しておりますが、ただ、その面積だけではちょっと仮々置き場、農地も含めると全然足りなくなりますので、今後それらも含めてまた別な場所を検討していかなければならないなというふうに思っているところでございます。以上であります。

議長（佐藤長平君） 北原君。

3番（北原 経君） 農地も除染となりますとかなりの面積が必要ということになりますけれども、なかなかこの問題は金銭が絡むものですからほかの行政にも影響してくるものと考えておりますので、行政の方も何かいい案を出していただいて、個人的にばかり入る、それは行政行政で決め方は違うと思うんですけれども、その辺うまく指導してやっていけばなと思っております。

客土のことなんですけれども、村としての土取り場というものに関してはどんなふう
考えているのか。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 客土につきましては、環境省、客土まで除染として認めない
ということがことしの春先にあったわけでありましたが、農地再生に向けては除染の一環とし
て客土まで、あとは土壌改良剤をまいてのその再生に向けての準備はしてほしいという話
を何度もしまして、今回このような形で客土と土壌改良剤を何とか認めていただくよう
になりました。国がその客土で心配したのが購入土、いわゆるよそから入れるために運び入
れるという考えをして、かなりの多額になるというのがあったものですから、実は村に客
土を探してほしいという一言があればすぐさま行政区にお願いしながら探すこともでき
るよという話もしておりました。

今はその方向で進めたいということで、今考えているところでございます。先週、行政
区長会があった際にも客土をする際に地元調達を国が考えているという話もさせていた
だいて、今後検討させていただきますということで区長会には話をしておりますので、今
後土取り場的なものを行政区でもしあれば行政区で活用させていただければと思います
し、もしないということになれば隣の行政区から運ぶという形で、村内で調達できるよ
うな方向で考えていければというふうに今進めているところでございます。以上であります。

議長（佐藤長平君） 北原 経君。

3番（北原 経君） それに関しては客土用の土に関して金銭が絡んでくるのか、その辺。

議長（佐藤長平君） 復興対策課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 環境再生事務所とはその客土については地元調達という方針で
おりますが、まだ金銭面については話し合いはしておりません。ただ、農水省のほうでや
った際に客土も地元調達等をしておりますので、それについての購入費という形で多分お
支払いをしていると聞いておりますので、その方向になるのかなということでは考えてお
ります。また、地元調達ということもありますので、それらについてもその費用面の支出
も国のほうにお願いできればという思いを持っているところでございます。以上でありま
す。

議長（佐藤長平君） 北原 経君。

3番（北原 経君） もう1点。今回大成建設が請け負うということで、14億8,300万円。その
中で振興公社の話し合いになるんでしょうけれども、振興公社の役割というのはどのへん
まで。

議長（佐藤長平君） 副村長。

副村長（門馬伸市君） 以前も質問があつてお答えしたかというふうに思いますけれども、元
請から振興公社が下請けになるという資格は今のところないんです。きょう、今から理事
会があるんですけども、建設業ととびのほうの二つの業種の営業許可をとるために今県
のほうと協議しています。それで提出すれば2カ月、12月いっぱいぐらいに許可がおりる
というような県の話であります。それで、それまでの間は今人夫100人ほど公社のほうに
応募があります。既に放射能の電離の研修、講習も受けております。ですので、その人夫

の皆さんが公社のほうで抱えられない、今の状況では抱えられないので、今の建設業、主工業者の建設業なり森林組合なり、そちらのほうにその100人をどういう形で配置をさせていただいて、当面の間その中で大成とその各建設業との契約のもとで当面は進める、こういう手はずになっております。

それで、人夫今100人なんですけれども、100人ではどうも除染の期間も工期ですか、一応3月いっぱいというふうにはなっていますけれども、当然繰り越しが出てくると思います。多分、梅雨前ぐらいまでに工期はとって、4月、5月ごろに完成させるような手はずになるというふうに思いますけれども、そうしますと今の100人だと足りない。100人以外にそれぞれの建設業でも人夫何人かずつ出せる状況にはあるという話も聞いていますので、それらも含めても毎日いつも出られるというふうに限りませんので、200人ぐらいは確保する必要があるんじゃないかとこんなふうに思っています。大成建設のほうでも村民、全部村民を使いたいとこういう話をしています。どうしても村民が足りない場合はよそのほうから従業員といいますか作業員を配置することもできますよ、しかし、村の雇用という直轄の事業でもありますので、村民を最優先にして全員村民を使いたいという思いもあるようでありますので、ぜひ来月5日のお知らせ版に公社のほうでまた追加公募を掛けますので、もう少し応募いただければ何とか200人体制で村民だけの作業ができるのではないかと。もちろん、村民が作業員になれば自分の村の除染ですから思いも全然、よそから来ている作業員とは違ふとこんなふうに思っていますので、できるだけ村民で対応できるように公社としても人夫を抱えたいなとこんなふうに思っています。

正式に営業許可が下りましたら、請負業者と公社との契約が成り立つわけですから、今のところはそういう資格がなくて元請でも公社のほうには出せないという話なものですから、当面は今のような方法でいくしかないのかなとこんなふうに思っています。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号 飯館村須萱地区除染工事請負契約についての件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 飯館村須萱地区除染工事請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

◎相澤委員長 これでは本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第8回飯館村議会臨時会を閉会します。

（午前11時39分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年10月30日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤 長平

〃 会議録署名議員

北山 文子

〃 会議録署名議員

佐野 幸正

〃 会議録署名議員

菅野 義人